

**関西電力、及び九州電力のすべての原発が火災防護の基準違反
基準違反と分かっているながら、安易な「是正措置」を認めることは許されない
要 望 書**

原子力規制委員会 委員長 山中伸介様
同 委員各位

原子力規制委員会は、3月29日の第84回会合で、「火災防護対象ケーブルの系統分離に係る原子力規制検査の現状報告及び今後の対応方針」（以下「対応方針」）を了承した。

この報告によれば、関西電力及び九州電力のすべての原発で、火災防護対象ケーブルを収めた「電線管」に認可を受けた設工認（設計及び工事計画の認可申請）通りの施工が行われていないことが明らかになっている。すなわち、火災防護審査基準（2.3.1(2)）に従った系統分離対策が行われていない基準違反の状態である。防護対策がなされていない「電線管」は、数百m～数kmに及ぶ。

とりわけ国内で最も古い高浜1・2号は、審査基準違反のままで40年超えの運転を開始しようとしている。すでに40年を超えた美浜3号を含む他の原発も、審査基準違反のままで運転を続けている。このまま運転を許せば、火災を伴う重大事故時に2つの系統の安全機能が同時に失われる危険性がある。

違反を指摘された関電と九電は、審査基準が求める1時間耐火壁の設置等の系統分離対策を行うのではなく、火災防護対象ケーブルの周囲に可燃物を置かない等の運用による対策を組み合わせるといふ安易な「是正措置」で済まそうとしている。基準通りに対策を実施すれば数年はかかるため、原発の運転を優先させるためだ。

関電は、3月31日に「火災防護対象ケーブルの系統分離対策に係る設計及び工事計画（変更）認可申請」を提出し、認可を得ようとしている。規制委員会の「対応方針」は、「早期の改善が見込まれる」として、関電と九電の安易な「是正措置」を容認した。これは、審査基準違反と分かっているながら、運転を優先させるものであり、許されることではない。

よって以下を強く要望する。

要 望 事 項

1. 安易な「是正措置」の実施を認めた3月29日の「対応方針」を撤回すること。
関電が3月31日に提出した「火災防護対象ケーブルの系統分離対策に係る設計及び工事計画（変更）認可申請」を認可しないこと。
2. 少なくとも、火災防護審査基準（2.3.1(2)）の系統分離対策を実施するまで、高浜1・2号の再稼働を認めないこと。
3. 関電と九電のすべての原発を停止させ、火災防護審査基準（2.3.1(2)）の系統分離対策を実施させること。